

令和5年度愛媛地方最低賃金審議会第3回愛媛県最低賃金専門部会 議事録

日時

令和5年8月10日(木) 9:56~12:16

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本部長、宮谷委員

労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員

使用者代表委員

小野委員、八塚委員

事務局

岡本労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 金額審議
- 3 その他
- 4 閉 会

議事

賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、公益代表の井上委員、使用者代表の小池委員が欠席されておりますが、7名の出席がありますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、森本部長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

森本部長

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

ただ今から、第3回愛媛県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日も引き続き、金額審議を行いますので、ここからは公労、公使に分かれて審議を行ってまいりたいと思います。

具体的な金額審議となる2者間協議となる金額審議は、非公開とします。

それでは、これから2者間協議を始めますので、傍聴人の皆様には、ここで御退席いただきますようよろしくお願いいたします。

(傍聴者退席)

(金額審議)

(金額審議終了後、傍聴者にも公開となることを案内し、以後公開の審議となる)

森本部長

お待たせいたしました。それでは全体会議を再開いたします。

傍聴される方は注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

本日は具体的に金額提示をいただきながら審議を行いましたが、労使の意見の一致に至りませんでした。労使双方の合意をいただき、公益委員で協議を行い、その結果として公益案をお示ししたところ、過半数の賛成がありましたので、公益案をもって当専門部会の議決といたします。なお、全会一致ではありませんでしたので、最低賃金審議会令第6条第5項は適用されません。

よって、本日、この後、午後3時30分から開催されます第3回本審において、部長名をもって会長あてに文書で報告し、改めて御審議いただくこととなります。

委員の皆様御質問等はございませんでしょうか。

(質問等なし)

森本部長

それでは議事を進めます。

議事項番3「その他」に入ります。委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(意見等なし)

森本部長

それでは、事務局からお願いいたします。

賃金室長

第3回本審は、この後、15時30分から開催となります。専門部会委員の皆様には、

引き続きの審議となりますが、よろしくお願いたします。会場はこのまま7階の共用大会議室となります。

事務局からは以上でございます。

森本部長

議題はすべて終了しておりますが、ほかに何かありますでしょうか。

なければ、以上で第3回専門部会を終了いたします。

引き続きまして、第3回本審を本日15時30分から行いますので、引き続きよろしくお願いたします。各委員の皆様、お疲れさまでした。